

ベビーシッター派遣事業割引券ご利用案内

認定NPO法人フローレンスは、2020年度実施事業者である「公益社団法人全国保育サービス協会」のベビーシッター派遣事業割引券等取扱事業者として認定を受ける見込みです。

「ベビーシッター派遣事業割引券」が利用会員さんのお手元に届くまでの間に弊会保育サービスを利用された場合は、割引券が届いた後にフローレンスに提出いただくことで、保育ご利用日に割引券の提出があったものとみなし、後日割引額の返還を受けることができます。適用可能な期間は、2020年4月1日から当分の間（期日未定：後日内閣府より指定があります）です。

※この期間外および割引券の交付日以降は、保育利用当日にお手元に割引券がない場合は後日適用は致しかねます。

以下、返還についてのご案内です。

■ 返還の手順 ■

1. ご利用いただく割引券は、「交付時企業記入欄」が記入されていること、社判の押印があること、有効期限内であることを確認してください。
2. ご利用いただく割引券の「♥利用時利用者記入欄」を会員さんご自身でご記入ください。
記載内容は＜会員専用サイトの保育利用履歴＞をご参照ください。

※特例措置期間に、割引券を利用した場合※

券面裏側にある「事由欄」に利用した理由を、本券・半券ともに必ずご記載ください。

（記載例：○月○日○○小学校休校のため など）

裏面の事由欄に休校等の理由を記載していないものは特例措置分としての使用はできません。

▼特例措置期間の「ベビーシッター派遣事業割引券」利用のご案内

（出典：公益社団法人全国保育サービス協会HP）

<企業に勤めている方向け>

http://www.acsa.jp/images/babysitter/2020/special_measures_company.pdf

<個人で就業されている方向け>

http://www.acsa.jp/images/babysitter/2020/special_measures_personal.pdf

3. 遡及分の割引券は 割引券本券(右側本券)のみ を弊会事務局へお送りください。
- ・「交付時企業記入欄」・「♥利用時利用者記入欄」以外の欄は記入不要です。

▼送付先

〒101-0051東京都千代田区神田神保町1-14-1KDX神保町ビル3F
認定NPO法人フローレンス 病児保育事業部 会員担当宛
※送付前にメールにてご一報ください。

4. 割引券が事務局へ到着次第、拝受のお知らせ(メール)にて 割引券使用報告用(左側 半券)の『♣利用時ベビーシッター記入欄』の記載事項をお知らせしますので、会員さんご自身での記入をお願い致します。

※病児保育のご利用時に保育スタッフにお渡しいただくことも可能です。(できるだけ朝の引き継ぎ時にご用意ください)

■割引金額の返金方法■

- ・割引金額は、保育利用月の翌月のご請求時にクーポン利用料として反映(控除)いたします。ただし、初回無料日のご利用については、翌月の月会費との相殺となります。
- ・割引券適用額が請求額を上回る場合は、差額を登録口座へ返金(振込)いたします。

■注意事項■

本件は割引券の使用に関する事業主の承認、割引券の発行に時間を要することから、2020年4月1日より当分の間(期日未定:後日内閣府より指定があります)のご利用に限っての措置となっております。

この期間外および割引券の交付日以降は、保育利用当日にお手元に割引券がない場合は後日適用は致しかねます。

また保育者による割引券利用有無の確認は行っておりませんので、渡し忘れ等がないようご注意ください。